

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 特別給付として実施している指定居宅介護支援に係る加算給付について、保健福祉事業に組み替えて実施するため、条例の一部を改正するものである。

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

国立市介護保険条例（平成 12 年 3 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 中「規則で定めるところにより、次に掲げる」を「法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者であって規則で定めるものに対して、おむつの」に改め、同条各号を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた指定居宅介護支援に係る改正前の第 6 条の 2 第 2 号の規定による加算給付については、なお従前の例による。